

# 所有者不明森林等の 特例措置活用のためのガイドライン

「森林に手を入れたいが、所有者が不明で困っている…」  
そのような場合に活用できる特例措置があります

近年、森林所有者の不在村化や世代交代等により、森林所有者が不明となる森林が多く発生しています。

これに対応するため、平成31年4月に始まった「森林経営管理制度」では、森林所有者の一部又は全部が不明であっても、市町村による森林の経営管理を可能とする「所有者不明森林等の特例措置」を設けています。

同措置では、市町村が森林所有者の探索を行った上で、公告等の一定の手続きを経ることにより、不明森林所有者等が経営管理集積計画の策定に「同意したものとみなす」ことが可能となっています。同措置には、森林所有者の一部が不明の場合に適用する「共有者不明森林の特例」、森林所有者の全部が不明の場合に適用する「所有者不明森林の特例」、所有者を確知したものの同意が得られない場合に適用する「確知所有者不同意森林の特例」の3パターンがあります。

特に、「共有者不明森林の特例」は、市町村の手続きのみで完結することが可能です。また、相続人の探索範囲は、原則として、登記名義人の「配偶者と子」

までとしています。既に、令和4年度までに、全国の5市町（北海道千歳市、青森県三戸町、群馬県甘楽町、京都府綾部市、鳥取県若桜町）で本特例が活用されています。

本措置は、これまで経験したことがない仕組みですので、活用し二の足を踏む市町村も多いかと思えます。このため、林野庁では、令和4年4月に、「所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン」を公表しました。本ガイドラインでは、不明森林所有者の「探索」を中心に、事務の流れ（図1）や探索の範囲（図2）を分かりやすく説明するとともに、実際の活用事例も紹介しています。

所有者不明森林等の取扱いにお困りの場合は、本ガイドラインを参照の上、是非、特例措置の適用をご検討ください。

## 所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html#3.6>



図1 森林所有者の探索の事務の流れ

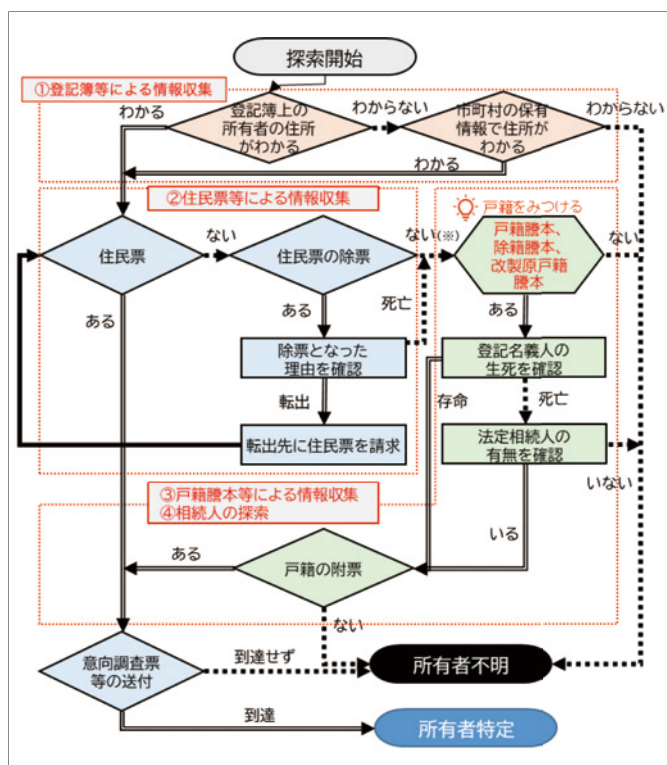
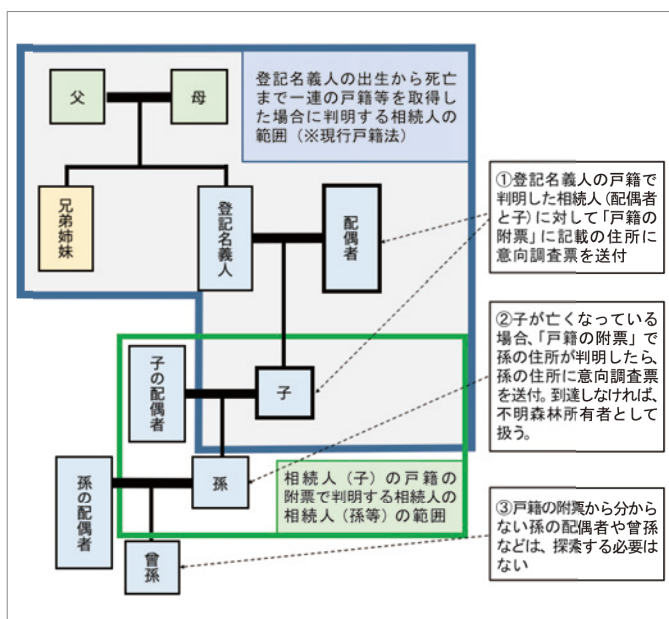


図2 探索の範囲



※住民票の除票がない場合、登記簿等の住所地を本籍地と仮定して請求